○東北地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十七日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	大仙市協和峰吉川字半仙八六番一から同市協和峰吉川字半仙八六番一まで	東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月十七日

○中部地方整備局告示第二百十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十二月十七日　中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号

中部地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人三重県建設技術センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	野宮　加恵

(2)　変更年月日

平成二十四年十二月十七日

○四国地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十七日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号及び百九十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
小松島市大林町宮ノ本九九番六から阿南市津乃峰町東分一一四番四まで	前	A　七・九〇～三七・七〇（メートル）　一三・七六五（キロメートル）	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C・D　二二・五〇～一三七・三〇　一四・七六六 A　七・九〇～三七・七〇　一三・七六五 B・C・D　二二・五〇～一三七・三〇　一四・七六六	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十七日　九州地方整備局長　吉崎　収

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
佐伯市弥生大字小田字向ノ岡二五二番一から同市弥生大字小田字湧清水八八二番二まで	前	一六・〇〇～二八・八〇（メートル）　〇〇・一九二（キロメートル）
	後	一六・〇〇～五二・二〇　〇〇・二一七

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鹿児島県肝属郡東串良町池之原字街道添二七五八番から同町池之原字街道添二七五九番一まで	前	一四・〇一～一六・七一（メートル）　〇〇・〇〇五（キロメートル）
	後	一四・〇六～一九・四二　〇〇・〇〇五

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十七日　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	佐伯市弥生大字小田字向ノ岡二五二番一から同市弥生大字小田字湧清水八八二番二まで	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所
二百十号	久留米市山川安居野三丁目一六一六番二から同市山川市ノ上町一六一八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
二百二十号	鹿児島県肝属郡東串良町池之原字街道添二七五四番一から同町池之原字街道添二七五九番一まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月十七日

○北海道開発局告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十七日から一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十七日　北海道開発局長　関　博之

道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一般国道　五号	北海道余市郡仁木町北町一二丁目から同郡余市町黒川町九丁目まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　北後志消防組合管理者　嶋　保

住所　北海道余市郡余市町黒川町六丁目二五番地二

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十四年十月十二日から本協定の存続する日まで